

が届きます

●お問い合わせ／市民課住民係 ☎26-5723



個人番号カードの申請書は 通知カードと一緒に届きます

個人番号カード交付までの流れ

申請書が届いたら、
郵送、スマートフォン
などで申請

平成28年1月以降、
交付場所などをお知
らせする通知書兼照
会書（はがき）が届
きます

交付窓口へ通知書兼
照会書と本人確認書
類などを持参

本人確認をして、暗
証番号設定をした後
に交付。通知カード
は返納します

- ◆住民票などの「コンビニ交付サービス」を利用するために、うら面の□は塗りつぶさないでください。
- ◆住所地以外の居所にお住まいの被災者やDV等被害者などの方は、居所の市区町村で申請を行って、交付を受けてください。
- ◆個人番号カードの申請方法や添付する顔写真について詳しくは、通知カードと一緒に送付されるパンフレットをご覧ください。

【おもて面】

【うら面】

通知カードは
丁寧に切り取
り、保管して
ください

個人番号カード
申請書

個人番号カード
が届くまで保管

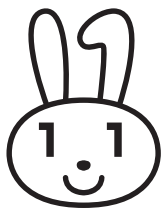
これはダメ！

- 個人番号の書いてある通知カードや個人番号カードを他人に預ける
- 事業者などが個人番号のコピーを求める。事業者などへ個人番号のコピーを提出する
- ◆個人番号を使用するのは、社会保障、税、災害対策に関する事務に限定されています。それ以外の目的で個人番号を利用したり、他人に提供したりすることはできません。他人の個人番号を不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると処罰されることがあります。

住民基本台帳カードについて

カードの有効期限内であれば利用可能ですが、個人番号カードと同時に所有することはできません。また個人番号カードの交付が開始される平成28年1月以降、住民基本台帳カードの新規交付、再交付および更新はできません。

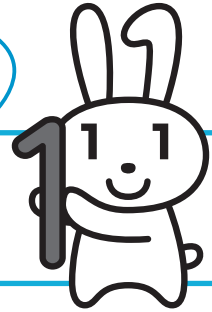
なお、住民基本台帳カードに電子申告（^{イータックス}e-Tax）などに使用する公的個人認証を格納している方には、市民課から手続きの方法などを別途連絡します。



個人番号の「通知カード」

10月5日の個人番号制度施行に伴い、住民票の住所地へ世帯主宛てに「通知カード」が届きます。

市広報
9月1日号も
ご覧ください。



通知カードが届いたら

世帯全員分があるか、内容に誤りはないか確認してください。個人番号は一生使うものですので、大切に保管・管理してください。

もしも内容が間違っていたら

通知カードの住所などに誤りや変更がある場合は、市民課へ問い合わせてください。

通知カードが届かなかったら

発送が始まるのは10月下旬ごろですが、全国民が対象のため、届くまで時間がかかる見込みです。11月下旬まで届かないときは市民課へ問い合わせてください。

住所異動や氏変更のとき

通知カードまたは個人番号カードに新しい住所などを記載しますので、届け出のときに一緒に提出してください。

国立印刷局から郵便局への通知カードの差出状況は、下記ホームページから確認できます。
(10月5日(月)以降)

個人番号カード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>



「個人番号カード」の申請を行いましょ

個人番号カードは、ICチップに電子証明書を内蔵できる顔写真付きのカードです。個人番号を証明するだけでなく、住民票などの「コンビニ交付サービス」や各種行政手続きのオンライン申請などに利用できます。本市でもコンビニ交付サービスの準備中です。

なお個人番号カードの交付手数料は無料です（紛失などで再交付する場合は有料）。

通知カードと個人番号カードの違い

種類	通知カード	個人番号カード
交付対象	国内に住所を有する全ての方	希望者
交付時期、方法	10月下旬ごろ～12月に住民票の住所に郵送	通知カードが届いた後に自分で郵送申請し、平成28年1月以降に市役所で本人確認の上、交付
手数料	なし（ただし再交付は有料）	
特徴	紙製のカードで顔写真なし	ICチップが搭載されたプラスチック製のカードで顔写真付き
有効期限	なし	10年（20歳未満は5年） ◆外国人住民は例外もあります。
利用方法	各種行政手続きの際に提示	各種行政手続きの際に個人番号を提示、公的な身分証明として1点で利用可能、電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引など